

第1章 総 則

第1条（名 称）

この法人は、一般財団法人森山大道写真財団と称する。

第2条（目 的）

この法人は、日本及び海外の芸術文化を愛好する全ての個人及び団体を対象として、写真家森山大道の活動及び作品に関する調査研究並びに作品の紹介事業を通じ、写真文化の普及振興を目的として、その目的達成のために次の事業を行う。

1. 森山大道の活動、作品及び著作物に関する調査研究並びに保存事業
2. 森山大道の作品を使った展覧会の開催及び展覧会開催のための支援事業
3. 機関誌、図書の刊行
4. 写真文化に関する人材育成事業
5. 写真文化普及のための各種行政、企業、団体及び学校との連携事業
6. 前各号に付帯する一切の事業

第3条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番6号に置く。

第4条（公告方法）

当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

第5条（財産の抛出）

設立者は、別紙財産目録に記載された財産を、この法人のために抛出する。

第6条（財産の種別）

この法人の基本財産は、第2条の目的である事業を行うために不可欠なものとして、特定された財産とし、次の各号により構成する。

1. 前条の財産目録で特定された財産
 2. 基本財産として寄付された財産
 3. 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- ②その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条（基本財産の維持及び処分）

基本財産については、適正な維持及び管理をしなければならない。

②やむを得ない事由により基本財産を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の特別決議を要する。

第8条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が計算書類を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会の承認を得るものとする。

②前項の定時評議員会の承認後、法令の定めるところにより貸借対照表を第4条の方法により公告するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第9条(評議委員の定数)

この法人に評議員3名以上を置く。

②評議員のうち、1人を評議員長とする。

第10条(評議員の選任等)

評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

②評議員長は、評議員会において選任する。

③評議員は、理事又は監事を兼ねることは出来ない。

第11条(任期等)

評議員の任期は、選任後6年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

②評議員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第12条(評議員の報酬)

評議員には、報酬を支給することが出来、その額は、毎年評議員会において定める。

②評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第13条(評議員会の権限等)

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

②評議員会は、一般社団・財団法人に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することが出来る。

第14条(招集)

当法人の定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から2ヵ月以内に招集し、臨時評議員会は、必要に応じて招集する。

②定時評議員会は、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の理事がこれを招集する。

③評議員会を招集するには、会日より1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発するものとする。

④前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに評議員会を開催することができる。

第15条(議長)

評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

第16条(決議の方法)

評議員会の決議は、一般社団法人・一般財団法人法第189条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

第17条（評議員会の決議の省略）

評議員会の決議の目的たる事項について、理事から提案があった場合において、その提案に評議員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

第18条（評議員会議事録）

評議員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

②第17条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 評議員及び評議員会以外の機関

第19条（評議員及び評議員会以外の機関）

当法人には、理事会及び監事を置く。

第20条（理事及び監事の員数）

当法人には、理事3名以上及び監事1名以上を置く。

第21条（理事及び監事の資格）

当法人の理事及び監事は、評議員の過半数をもって、評議員以外の者から選任する。

第22条（理事及び監事の任期）

理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

③増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

④増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

第23条（代表理事）

当法人に代表理事1名を置き、理事会の決議によって選定する。

②代表理事を、理事長と称する。

③理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

第24条（報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第5章 理事会

第25条（招集）

理事会は、予め定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第26条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは予め理事会で定めた順位により、他の代表理事または理事がこれに代わるものとする。

第27条（理事会の決議）

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第28条（理事会の決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第29条（職務の執行状況の報告）

代表理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

第30条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事が、これに署名または記名、押印する。

第31条（理事等の責任免除等）

当法人は、一般社団法人・一般財団法人法第198条で準用する第114条第1項の規定により、理事の過半数の同意をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事または監事の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 賛助会員

第32条（賛助会員）

この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員とする。

②賛助会員の入会の承認は、理事会が行う。

- ③賛助会員は、理事会が定める会費を納入するものとする。
- ④その他賛助会員に関し必要な事項は、理事会が定める。

第7章 定款の変更及び解散

第33条(定款の変更)

この定款の変更は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行うことができる。ただし、第2条に規定する目的並びに第10条第1項に規定する評議員の選任及び解任方法については変更できない。

- ②前項但し書きの規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上に当たる多数をもって第2条に規定する目的並びに第10条第1項に規定する評議員の選任及び解任方法について変更することができる。

第34条(解散の事由)

当法人は、次に掲げる事由によって解散する。なお、当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に寄付する。

- ①基本財産の滅失その他の事由により目的である事業の成功の不能
- ②法人の合併
- ③二事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となったとき
- ④法人の破産手続開始決定
- ⑤解散を命ずる裁判

第35条(残余財産の処分等)

当法人は、剰余金の分配を行なわない。

第36条(法人の継続)

前条第5号の事由によって解散した場合においては、評議員会の決議をもって法人を継続することができる。

第8章 計 算

第37条(事業年度)

当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

第9章 付 則

第38条(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成22年10月31日までとする。